

皆さんの地域の「人と農地の問題」について考えてみませんか！

人と農地に関する新しい事業が始まります！「人・農地プラン」

●問合せ先 農業振興課農政係 72・2111内線112、113

農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加といった「人と農地の問題」で5年後、10年後の展望が描けない地域が増えていきます。

地域の皆さんで話し合い、プラン（計画）を作り、実行していくことにより、「人と農地の問題」を解決しましょう。

○「人・農地プラン」とは

地域が抱える「人と農地の問題解決」のために、地域での話し合いにより、今後の①地域の中心となる経営体、②中心となる経営体への農地の集積、③地域農業のあり方をまとめたものです。市では、人・農地プラン作成のため農業関係機関と支援・助言をします。

※認定農業者、農業法人、集落営農組織については、「人・農地プラン」に位置付ける予定です。

※平成20年4月以降の独立・自営就農者に限りません。

「人・農地プラン」に位置づけられるとさまざまなメリットがあります。

融資制度

スーパーL資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減します。

▼対象者 認定農業者

▼借入限度額 個人1・5億円 法人5億円

▼償還期限 25年以内（うち据置期間10年以内）

▼青年就農給付金 新規就農者への支援として、交付要件を満たす人に給付金が支給されます。



▼対象者 原則45歳未満の独立・自営就農者

※平成20年4月以降の独立・自営就農者に限りません。

※平成20年4月以降の独立・自営就農者に限りません。

※平成20年4月以降の独立・自営就農者に限りません。

▼給付内容 年間150万円を最長5年間給付

※注意点

- ・市が適切な農業経営をしていないと判断した場合は、給付が停止されます。
- ・給付金を除いた前年の所得が250万円以上になった場合は、給付が停止されます。
- ・独立しない親元就農は対象外（ただし、親の経営から独立した部門経営を行う場合や経営継承する場合は対象になります）。
- ・生活保護など生活費を支給する国のほかの事業との重複受給はできません。

農地集積協力金

農地集積への支援として、中心となる経営体に農地を提供する人に対して、交付要件を満たせば協力金が支給されます

(1) 経営転換協力金

▼対象者 土地利用型農業から経営転換する農業者、リタイアする農業者

▼交付要件

①全ての自作地を農地利用集積団滑化団体または農地保有合理化法人に白紙委任すること

②今後10年間、土地利用型作物の物販を行わない（※経営転換の場合）または今後10年間、農作物の物販を行わない（※リタイアの場合）

▼交付単価 1戸あたり対象面積に応じて30〜70万円の範囲内で市が交付単価を決定します

(2) 分散錯圃解消協力金

農地の団地化・集積に対する協力金

▼対象者 地域の中心経営体の耕地に隣接する農地の所有者または耕作者

▼交付要件 中心経営体の耕地に隣接する農地を農地利用集積団滑化団体または農地保有合理化法人に10年間以上白紙委任すること

▼交付単価 5千円/10aの範囲内で市が交付単価を決定

※農地集積協力金を受けるには、農業者戸別所得補償制度に加入していることが必要です。

このほかにも交付要件があり、要件を満たさない場合は対象とならないこともあります。詳しくはお問い合わせください。

お願い！

- ①農業をやめて、農地を貸し出したい人
 - ②これから農業をはじめようと思っている人
 - ③平成20年4月以降に45歳未満で新規に自営就農をした人・親の経営から独立した人
- ※農地集積協力金や青年就農給付金を受けるためには、「人・農地プラン」に位置付けられる必要がありますので、上記①～③に該当する人は必ず農業振興課まで申し出てください。